

掛川市規則第10号

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年掛川市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第20号中「（昭和40年法律第141号）」の次に「第10条」を、「又は」の次に「同法第13条第1項に規定する」を加える。

別表第3備考を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。